

# 🔔 改正決定のお知らせ

時間額

山形県  
最低賃金

【発効日：平成30年10月1日】

763円

24円  
UP

## 特定(産業別)最低賃金【発効日：平成29年12月25日】

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	時間額	800円	18円UP
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に 分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装 置、真空装置・真空機器製造業	時間額	816円	18円UP
自動車・同附属品製造業	時間額	815円	18円UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額	819円	18円UP



### ☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金 《問》山形労働局 雇用環境・均等室 (023-624-8228)

キャリアアップ助成金 《問》山形労働局 職業対策課 (023-626-6101)

### 【山形県働き方改革推進支援センター】

業務改善助成金・キャリアアップ助成金の相談  
経営に関する相談  
労務管理に関する相談

《問》0800-800-9902  
(無料相談窓口)

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL (023) 624-8224 ・最寄りの労働基準監督署へ!

- 山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
- 米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
- 村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

- 庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
- 新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

厚生労働省

山形労働局

労働基準監督署